

議事日程 (第3号)

平成18年 3月 7日 午前10時00分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 第 1 号議案 平成17年度中間市一般会計補正予算 (第5号)
- 日程第 3 第 2 号議案 平成17年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算
(第3号)
- 日程第 4 第 3 号議案 平成17年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算 (第
2号)
- 日程第 5 第 4 号議案 平成17年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第
2号)
- 日程第 6 第 5 号議案 平成17年度中間市公共用地先行取得特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第 7 第 6 号議案 平成17年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第
4号)
- 日程第 8 第 7 号議案 平成17年度中間市病院事業会計補正予算 (第1号)
(日程第2～日程第8 質疑・委員会付託)
- 日程第 9 第 2 1 号議案 中間市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 0 第 2 4 号議案 中間市デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例
(日程第9～日程第10 質疑・討論・採決)
- 日程第 1 1 第 1 9 号議案 中間市特別職職員の給与等に関する条例等の一部を改正す
る条例
- 日程第 1 2 第 2 0 号議案 中間市特別職職員の旅費に関する条例及び中間市一般職職
員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 3 第 2 2 号議案 中間市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第 1 4 第 2 3 号議案 中間市敬老祝金条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 5 第 2 5 号議案 中間市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第 1 6 第 2 6 号議案 中間市介護保険条例の一部を改正する条例

- (日程第11～日程第16 質疑・委員会付託)
- 日程第17 第18号議案 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する等の条例
- 日程第18 第31号議案 福岡県市町村退職手当組合への加入について
(日程第17～日程第18 質疑・委員会付託)
- 日程第19 第27号議案 中間市下水道事業減債基金条例
- 日程第20 第28号議案 中間市国民保護協議会条例
- 日程第21 第29号議案 中間市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例
(日程第19～日程第21 質疑・委員会付託)
- 日程第22 第30号議案 中間市第4次総合計画の基本構想を定めることについて
(日程第22 質疑・委員会付託)
- 日程第23 第8号議案 平成18年度中間市一般会計予算
- 日程第24 第9号議案 平成18年度中間市特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第25 第10号議案 平成18年度中間市住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第26 第11号議案 平成18年度中間市地域下水道事業特別会計予算
- 日程第27 第12号議案 平成18年度中間市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第28 第13号議案 平成18年度中間市老人保健特別会計予算
- 日程第29 第14号議案 平成18年度中間市公共用地先行取得特別会計予算
- 日程第30 第15号議案 平成18年度中間市介護保険事業特別会計予算
- 日程第31 第16号議案 平成18年度中間市水道事業会計予算
- 日程第32 第17号議案 平成18年度中間市病院事業会計予算
(日程第23～日程第32 質疑・委員会付託)
- 日程第33 請願第1号 乳幼児医療費助成(無料化)を就学前まで拡充することを求める請願書
(日程第33 趣旨説明・質疑・討論・採決)
- 日程第34 請願第2号 国の責任を患者・地方自治体に転嫁する「医療制度構造改革」反対の意見書採択を求める請願書
(日程第34 趣旨説明・質疑・討論・採決)
- 日程第35 請願第3号 「米軍再編」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書
- 日程第36 請願第4号 岩瀬東部地区開発事業の中止を求める請願書
(日程第35～日程第36 趣旨説明・質疑・討論・採決)
- 日程第37 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (21名)

1 番	中家多恵子君	2 番	山本 慎悟君
3 番	佐々木晴一君	4 番	植本 種實君
5 番	古野 嘉久君	6 番	青木 孝子君
7 番	久好 勝利君	8 番	杉原 茂雄君
9 番	岩崎 三次君	10 番	堀田 英雄君
11 番	井上 久雄君	12 番	湯浅 信弘君
13 番	掛田るみ子君	14 番	香川 実君
15 番	上村 武郎君	16 番	岩崎 悟君
17 番	佐々木正義君	18 番	米満 一彦君
19 番	下川 俊秀君	20 番	片岡 誠二君
21 番	井上 太一君		

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	松下 俊男君	助役	山崎 義弘君
教育長	船津 春美君	総務部長	柴田 芳夫君
市民経済部長	萩原 一秋君	保健福祉部長	是永 勝敏君
福祉事務所長	田中 茂徳君	建設部長	行徳 幸弘君
教育部長	谷川 博君	上下水道局長	小南 哲雄君
市立病院事務長	貞末 伸作君	消防長	長谷川邦彦君
総務部次長	前原 光博君	秘書課長	田中 久光君
経営企画課長	白尾 啓介君	財政課長	牧野 修二君
総務課長	中野 諭君	人権推進課長	中村 次春君
介護保険課長	成富 隆俊君	健康増進課長	中尾三千雄君
管理課長	栢野 広行君	地域福祉課長	中尾 文夫君
下水道課長	佐藤 満洋君	教育総務課長	中村信一郎君
生涯学習課長	津田 正人君			

事務局出席職員職氏名

局長	勝原 直輝君	次長	白子 優一君
----	--------	----	--------

補佐 小田 清人君
書記 平川 佳子君

書記 岡 和訓君

一般質問 (平成18年第1回中間市議会定例会)

平成18年 3月 7日

NO. 3

質問者	質問事項・要旨	指定答弁者
植本種實	<p>指定管理者制度について この制度を導入するのは12施設と聞いています。すでに「太陽の広場」をはじめ4カ所は決まっているようですが、他の施設についてはどのような計画ですか。また、「公募」とありますが、「募集要領」等はどうなっていますか。今後の予定をお尋ねします。同時に、決まった施設との「契約内容」はどのようなものをお尋ねします。</p>	市長
	<p>行政経営改革の骨子について この資料の内に「小さな政府で大きな市民サービスを提供する」とあります。なんとなく分かるのですが、具体的に何をどうするのかをお尋ねします。また、人件費の見直しとあり、①職員定数の削減、②臨時的任用制度の抜本的見直し、③管理職職員の見直し、削減、④ボランティアの活用、とあります。どのような見解、計画なのかをお尋ねします。</p>	
中家多恵子	<p>情報の公表及び提供について 行政の透明性を確保し、市民の参加による開かれた市政を推進していくためには、情報の共有が必要です。積極的に市民に公表、提供していくことが急がれます。市長の見解を伺います。</p>	市長
	<p>男女共同参画の推進について 市町村要覧17年版に、今後の主要課題に「男女共同参画の推進」を中間市は掲げておられる。これまでの取り組みを含めて市長にお伺いいたします。</p>	
	<p>公務員厚遇の見直しについて 自治体職員の福利厚生が優遇され過ぎているとの世論の高まりを受けて廃止となった「シニアプラン」、県下では9市13町の加入で、中間市は3億230万円の公金を投入しておりました。加入自治体の7割は清算済みです。中間市においては、職員負担分は昨年返還されていますが、多額の公金を支出しながら完全解決に至らないのはどこに問題があるのかお伺いいたします。</p>	

議案の委員会付託表

平成18年 3月 7日

第1回中間市議会定例会

議案番号	件名	付託委員会
第1号議案	平成17年度中間市一般会計補正予算(第5号)	別表1
第2号議案	平成17年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第3号)	民生経済
第3号議案	平成17年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算(第2号)	建設水道
第4号議案	平成17年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	
第5号議案	平成17年度中間市公共用地先行取得特別会計予算(第1号)	総務文教
第6号議案	平成17年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	民生経済
第7号議案	平成17年度中間市病院事業会計補正予算(第1号)	
第8号議案	平成18年度中間市一般会計予算	別表3
第9号議案	平成18年度中間市特別会計国民健康保険事業予算	民生経済
第10号議案	平成18年度中間市住宅新築資金等特別会計予算	
第11号議案	平成18年度中間市地域下水道事業特別会計予算	建設水道
第12号議案	平成18年度中間市公共下水道事業特別会計予算	
第13号議案	平成18年度中間市老人保健特別会計予算	民生経済
第14号議案	平成18年度中間市公共用地先行取得特別会計予算	総務文教
第15号議案	平成18年度中間市介護保険事業特別会計予算	民生経済
第16号議案	平成18年度中間市水道事業会計予算	建設水道
第17号議案	平成18年度中間市病院事業会計予算	民生経済
第18号議案	公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する等の条例	総務文教
第19号議案	中間市特別職職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	総務文教
第20号議案	中間市特別職職員の旅費に関する条例及び中間市一般職職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	
第22号議案	中間市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	民生経済
第23号議案	中間市敬老祝金条例の一部を改正する条例	〃
第25号議案	中間市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	〃
第26号議案	中間市介護保険条例の一部を改正する条例	〃
第27号議案	中間市下水道事業減債基金条例	建設水道
第28号議案	中間市国民保護協議会条例	総務文教
第29号議案	中間市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例	〃
第30号議案	中間市第4次総合計画の基本構想を定めることについて	〃
第31号議案	福岡県市町村退職手当組合への加入について	〃

別表 1

平成17年度中間市一般会計補正予算（第5号）

条	付 託 事 項	付託委員会
第 1 条	第 1 表 歳入歳出予算補正	別表 2
第 2 条	第 2 表 債務負担行為補正	総務文教 建設水道
第 3 条	第 3 表 地方債補正	総務文教

別表 2

歳 入

款 別	款 別	付託委員会
全 款	各所管に係るもの	各委員会

歳 出

款別	款 名	項 別	付託委員会
1	議 会 費	全 項	総務文教
2	総 務 費	全項（他の所管に係る分を除く）	
		1項5目	建設水道
		1項11目	民生経済
3	民 生 費	全項（他の所管に係る分を除く）	総務文教
		1項1目、 1項4目、	
4	衛 生 費	全項（他の所管に係る分を除く）	民生経済
		1項3目の一部	建設水道
5	労 働 費	全 項	建設水道
6	農林水産費	全 項	民生経済
7	商 工 費	全 項	
8	土 木 費	全 項	建設水道
		4項1目の一部	総務文教
9	消 防 費	全 項	
10	教 育 費	全 項	
12	公 債 費	全 項	総務文教

別表 3

平成18年度中間市一般会計予算

条	付託事項	付託委員会
第1条	第1表 歳入歳出予算	別表4
第2条	第2表 債務負担行為	総務文教 建設水道
第3条	第3表 地方債	総務文教
第4条	一時借入金	
第5条	歳出予算の流用	

別表 4

歳入

款別	款別	付託委員会
全款	各所管に係るもの	各委員会

歳出

款別	款名	項別	付託委員会
1	議会費	全項	総務文教
2	総務費	全項（他の所管に係る分を除く）	
		1項5目、8目、10目の一部	建設水道
		1項10目の一部、2項1目の一部・2目、3項1・2目	民生経済
3	民生費	全項（他の所管に係る分を除く）	総務文教
		1項1・4目の一部、1項10目、	
4	衛生費	全項（他の所管に係る分を除く）	民生経済
		1項1目の一部	総務文教
		1項3目の一部	建設水道
5	労働費	全項	
6	農林水産費	全項（他の所管に係る分を除く）	民生経済
		1項2目、4目の一部	総務文教
7	商工費	1項3目の一部	
		全項（他の所管に係る分を除く）	民生経済
8	土木費	全項（他の所管に係る分を除く）	建設水道
		4項1目・5項1目の一部	総務文教
9	消防費	全項	
10	教育費	全項	
11	災害復旧費	全項	
12	公債費	全項	
13	予備費	全項	

午前10時00分開議

○議長（杉原 茂雄君）

皆さん、おはようございます。

ただいままでの出席議員は21名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承お願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承願います。

日程第1. 一般質問

○議長（杉原 茂雄君）

これより日程第1、一般質問に入ります。

あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。

まず、植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

おはようございます。私は、中間クラブの植本種實でございます。通告に従い、一般質問いたします。

まず、第一に、指定管理者制度についてお尋ねします。

住民サービスの向上と行政コストの削減を目的とした指定管理者制度は、これからの市政に重要となり、大事に育てていかなければならない施策だと思います。この制度を推進するものとしての立場から次の質問をいたします。

この制度を導入するのは12施設と聞いています。既に太陽の広場を初め4カ所は決まっているようですが、他の施設についてはどのような計画ですか、また、公募するとありますが、募集要項等はどのような状況ですか、今後の予定等をお尋ねします。同時に、決まった施設との契約内容はどのようなものかお尋ねします。

次に、行政経営改革の骨子について質問いたします。

自立し、健全財政となり、元気な中間市をつくりたいという松下市長のお気持ちは大変よくわかります。が、元気な中間市をつくるには市民の理解と協力が必要です。理解と協力を得るには、市民の目線、市民の心で行政改革をやるべきだと思います。以下の質問をいたします。

この資料の中に小さな政府で大きな市民サービスを提供するとあります。何となくわかるのですが、具体的には何をどうするのかお尋ねします。また、人件費の見直しとあり、職員定数の削減、臨時的任用制度の抜本的見直し、管理職員の見直し、ボランティアの活用とあります。どのような見解、計画なのかお尋ねいたします。

以上でございます。

○議長（杉原 茂雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

指定管理者制度についてのご質問にお答えを申し上げます。

昨年12月の定例会におきまして指定の議決をいただきました市民会館等教育委員会所管の10施設と太陽の広場等保健福祉部所管の2施設につきましては、本年4月1日から指定管理者制度を導入いたします。これ以外の本市が直接運営している公の施設におきましても、母子生活支援施設、働く婦人の家、生涯学習センターの3施設につきましては、平成19年度から指定管理者制度を導入する方向で検討を進めてまいりたいと考えております。

また、他の公の施設につきましても、本年度策定いたしました行政改革大綱に掲げているとおり、民間企業のノウハウ等の導入により、市民サービスの向上や施設の効果的かつ効率的な運営が期待できる施設につきましては、積極的に指定管理者制度の導入を図ってまいりたいと考えております。

指定管理者の候補者の選定に当たりましては、公募を行う施設を所管する課におきまして募集要項を策定いたし公募いたしますが、その時期は7月ぐらいになる予定でございます。

募集要項の内容につきましては、中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例、いわゆる指定手続条例第2条に掲げておりますとおり、公の施設の概要、申請期間、利用料金に関する事項、指定期間、申請の資格、選定基準等について市掲示板への公示、市広報への登載や市のホームページへ募集概要を掲載するなどして、広く周知したいと考えております。募集の期間は原則として1カ月程度を考えております。

また、指定管理者の指定を受けた団体とは、公の施設の管理に関する協定を締結いたします。現在、12月に指定を受けた団体と協定書の内容につきまして協議を行っている最中ですが、その協定書の内容につきましては、指定手続条例第7条第2項に規定しているとおり、指定期間、事業計画、利用料金、事業報告及び業務報告、管理委託費、指定の取り消し及び管理業務の停止、個人情報保護等それぞれの事項について協議し、協定書を取り交わすようにいたしております。

いずれにいたしましても、指定管理者制度は発足後間もないことから、参考とする事例も少ないため、今後さまざまな観点から検討を重ね、効果的な制度の導入を図ってまいりたいと考えております。

次に、行政経営改革の骨子についてのご質問にお答えをいたします。

本市の行財政改革につきましては、昨日の久好議員のご質問の中でも答弁いたしました。が、昨年11月に今後5年間の行財政運営の基本方針を定めました行政改革大綱を策定し、現在、この大綱の具体的な実施項目であります実施計画の最終的取りまとめの段階に入っているところでございます。

小さな政府で大きな市民サービスを提供するという具体策は何かというご質問ですが、地方自治体には最小の経費で最大の効果を上げなければならないという自治体運営の基本原則がございます。この基本原則を忠実に実行すれば、小さな政府で最大の市民サービスを提供するという自治体本来のあるべき姿になるわけでありまして、このたびの行政改革におきましても、この理念のもとに行政全般にわたる抜本の見直しを行っていかうとするものであります。

本市の行政改革の取り組み状況につきましては、行財政改革に関する調査推進特別委員会に逐次報告をさせていただいておりますので、植本議員もご承知のことと思っております、このたびの行政改革大綱では自立・協働・効率という三つのキーワードを定めまして、それぞれに実施目標を設けて取り組みを進めていくことにいたしております。

主な取り組みについて申し上げますと、自立の取り組みといたしましては、安定した財政基盤の確立のため、経常的経費を中心とした歳出全般の徹底した削減を行います。具体的には、人件費や物件費などの経常的経費につきまして、数値目標を定めまして削減してまいりたいと思っております。また、一方では、自主財源確保の観点から徴収体制を強化し、市税徴収率を大幅に上昇させるための諸施策を講じていくことにいたしております。

さらに、職員の人材育成と資質向上のためのシステムを構築してまいります。

次に、協働の取り組みといたしましては、地方分権を真に実効性あるものとするために、市政の主役である市民の皆さんに積極的な情報提供を行うとともに、行政への参加・参画を促進し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進してまいります。

私は、これからの行政運営、まちづくりを考えると、協働という理念は極めて重要な意味を持つものであると考えております。このため、本年1月1日には、市民と行政との協働によるまちづくりを専属的に所掌する地域福祉課市民協働係を新たに設置いたしたところでございます。

この協働のまちづくりには、議員ご指摘のように、ボランティア活動やNPO活動をされている方々は欠かすことのできない存在であります。人々の価値観やライフスタイルの高度化・多様化は市民生活だけではなく、行政の仕組みにも大きな変化をもたらしているわけでありまして、従来のようにいわゆる公の仕事はすべて官が行うのではなく、官と民との役割分担のもとに、地域住民やボランティア、NPOなどの多様な主体との信頼関係を基本としたパートナーシップにより、協働の地域づくり・まちづくりを実現していかうとするものであります。

また、パブリックコメント制度の導入等、市民が市政に参加できる仕組みについても積極的に構築してまいりたいと考えております。

次に、効率の取り組みといたしましては、行財政システムの簡素化・効率化を図るため、市民ニーズに対応した柔軟かつ機動的な組織の構築を目指します。

具体的には、会計事務効率化のために昨年末をもって収入役を廃止いたしました。さら

に、本年1月1日付で機構改革を実施し、大幅な機構の改編を行ったところでございます。今後も組織機構につきましては、継続して見直しを行い、適宜、必要な改編を実施してまいりたいと思っております。

また、議員ご質問の管理職職員の見直しにつきましては、意思決定の迅速化と人件費抑制の観点から、主として課長補佐職を中心に、平成21年度までに大幅な削減を行い、本市の組織規模に最適な人事構成の構築に努めてまいりたいと考えております。

このほか、行政内部経費の見直しを行い、徹底した低コストの行政運営を目指してまいります。このため、平成21年度末までに職員数を10%以上削減し、職員数の適正化を図ってまいります。また、臨時職員、嘱託職員につきましては、正規職員の削減を補てんするために真に必要な部署に限り任用していくことで、市民サービスの維持と行政コストの削減を図っていかうとするものであります。

なお、行政コスト削減の観点から、事務事業の民間委託の推進や公の施設の指定管理者制度導入につきましても、積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上のような行政改革を一つ一つ実行していくことによりまして、より小さな地方政府・市役所による、より大きな市民サービスの実現を図っていかうとするものであります。

以上でございます。

○議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

まず、指定管理者制度についてご質問いたします。

指定管理者制度には選定委員会というのがあると思いますが、その構成をお尋ねいたします。

○議長（杉原 茂雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

その件につきましては、担当部課長より回答させます。

○議長（杉原 茂雄君）

前原総務部次長。

○総務部次長（前原 光博君）

指定管理者選定委員会は、内部の各部長と消防長、病院長、福祉事務局長、議会事務局長で構成しております。

○議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

その中に民間の人も私は入ってもらわなければならないと思いますが、どういうふうにお考えで

すか。

○議長（杉原 茂雄君）

前原総務部次長。

○総務部次長（前原 光博君）

当面、指定管理者制度のまず公の施設の運営方針、各施設の運営方針に沿って内部で協議をして、で、民間の意見等は、今行政改革委員会やっておりますので、その中でもまた報告なりしてお伺いしたいと考えています。

○議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

これからの選考委員会には民間の人に入っていただくということですか。

○総務部次長（前原 光博君）

今のところ考えておりません。

○議長（杉原 茂雄君）

許可を求めて発言をいただきますが。前原総務部次長。

○総務部次長（前原 光博君）

失礼しました。今のところ考えておりません。

○議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

私は、これからは民間の人も入っていただくように、入っていただくべきだと思います。

次に、こういう民間委託制度のところ、公明正大っていったらなんですけども、健全運営が行われているかどうかのチェック機能とか、苦情やトラブルはどういうふうなところで処理するというふうに考えているのか。

○議長（杉原 茂雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは、当然、指定管理者になられた方は、それぞれの責任を持って、そういうことも、要するに指定管理者がその施設を責任持って運営管理するというございますので、そこに生じた問題等につきましては、当然その指定管理者が対応していかなければいけないと、そんなふうに思っております。

○議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

つまり、長が責任を持つということですね。長、まあ、指定管理者が。

○議長（杉原 茂雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

当然そうでございます。そのための指定管理者に任せているわけでございますので。

○議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

私が主張してるのは、第三者を含めた公正な苦情処理機関を求めるべきで、内部だけの監査ではちょっと難しい——苦情処理では難しいんじゃないかと思えますけど、どうですか。

○議長（杉原 茂雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

監査でございますかね、苦情処理でございますかね、監査をとということでございますか。苦情処理でございますかね。（発言の声あり）今回の私どももこの制度を初めてやるわけでございますして、しかし、今、指定管理者やっているところは、それは施設の経験者らでございますして、それなりのノウハウを持って対応してると思っておりますので、苦情等の処理については第三者機関で、一応基本的には私が言うように、その私どもが委託をいたしました指定管理者が責任持ってやっていただきたいなど。その中でどうしても対応できない部分というのがあれば当然また市の方にも相談ありましょうし、当然これは私どもの公の施設でございますので全く知りませんよということになりません。基本的にはそんなふうで施設を委託したところが責任持って対応していただく、その中でどうしても対応できないという部分であれば、また、私どもも市といたしましても対応していかないと思っておりますが。

○議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

ぜひ市も、委託したんだから関係ないんだという考えじゃなくて、よろしく指導、育成すべきだということです。

それから、もう一つですが、個々のことに言うて、とやかく言うわけじゃないんですけど、文化財団が受けている施設は体育の施設から文化の施設まで非常に今の守備範囲が広過ぎると思えますけども、なぜこういう枠組みにしたんでしょうか。よそのところでは少し分割しているようにありますけど。

○議長（杉原 茂雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは、財団、文化財団、これは、私の記憶では、そういうふうな体育、体育・文化、文化・体育といいますか、そういうあたりも所管するところという認識がございまして、当然そういう体育施設、文化、そういうふうなそれと、スポーツ振興、そういうあたりを所管した財団でございまして、そういう意味で文化施設、体育施設、そういうあたりを所管しているところでございます。

○議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

この中で重要なのはハーモニーホールの経営が非常に重要だと思うんですけども、これを、ここを全部一緒にしてるということになるとハーモニーホールの経営状態が少しわからなくなるんじゃないかというふうに私は思いますけど。

○議長（杉原 茂雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

ハーモニーホールの経営状況、これは、予算的にはしっかりした仕分け、ハーモニーホール、体育館、図書館の一部、それとテニス場等々、予算上ははっきりしたところございまして、何もかも一緒にした運営ではございませんし、そういう意味ではハーモニーホールはハーモニーホールとしての数字的なもの、決算的なものははっきりわかりますし。そういう面で今の体制の中で、それを文化的なもの、スポーツ振興的なものを分ける、まあ、言いますように、またスポーツはスポーツでまとめるということであればまた新たな組織づくりをしなければならないのかな、それともそれぞれのまた市の担当課の方に振り分けられないのかなと、そんな今思いがしてるんですけどもが。そういうふうなすべてのことの効率性を考えれば財団に任せておいた方がいいんじゃないかなと、そんなふうには思っておるところでございます。

以上です。

○議長（杉原 茂雄君）

船津教育長。

○教育長（船津 春美君）

私の方から補足説明をさせていただきます。

中間市文化振興財団というのは、当初からハーモニーホールだけでは財団として成り立たないということで、県の方から見合うだけの量が要ということで、体育文化センターすべて一本化して大きな組織にして財団ということが県で認められて、これがないと財団として認められなかった経緯があるわけです。で、そのことに関して現在、指定管理者制度に移るときに、その財団が崩せるのかどうかということについては、まだ法的にいろいろ

るな意味をまだ市の方で検討もされておりますが、財団が持っている量というのは、当初から県の指導において財団をつくるときの要件として、今申しました文化施設その他いろいろなものを含めてやっと財団の規模になったというのが経緯でございます。

以上でございます。

○議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

2年後にもう一度見直すというか、契約があるということですので、そのときにまた発言したいと思います。

それから、太陽の広場ですが、これは、市老連が委託されてますが、一般の人も使えるんですかね、そこをはっきり。

○議長（杉原 茂雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

当然使っていい施設でございますので。

○議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

私も使えるべきだと、使うべきだと思うんですけども、市民の先入観として専属の施設だというのが少し広がっているようですので、その辺のところはよく報告というかお知らせしていただきたいと思います。

○議長（杉原 茂雄君）

答弁要る。

○議員（4番 植本 種實君）

はい。

○議長（杉原 茂雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

そのように考えております。

○議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

次に、経営改革の骨子について伺いますが、この中に経営という言葉がありますが、これは、まあ極端に言うたらもうかることをするということですので、まあ、弱者切り捨てにつながるのではないかと私は危惧するのですが、どのようなお考えですか。

○議長（杉原 茂雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

経営、まさに効率性等々を追求する部分で、機会あるごとに言っておりますが、めり張りある財政運営、そういう意味もあろうかと思っております。

○議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

まあ、経営を追求する余り弱者切り捨てにならないようにお願いします。

次に、小さな政府大きな行政サービスというところで、私は、市役所の延長時間、市役所の窓口延長を週1回8時ぐらいまでしたらどうかと提案いたしますけども、どのようにお考えですか。

○議長（杉原 茂雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

昔何かそういう部分したような記憶もあるんですが、私どももそういう話は庁内でやっております。しかしながら、どれだけの需要があるかなという部分、それこそ費用対効果という部分もありましょうし、窓口の職員を残してどれだけの市民の方が来られるか、どれだけの需要があるか、まあ、そういうあたりは私どもが調査して今後の検討課題とさせていただきます。

○議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

北九州市では、北九州がしてるからせれというわけじゃないんですけど、試行的にやってるんだということが新聞に書いてありましたので、中間市も東部出張所かどこかで試行的にやっていただきたいと私は思います。

それから、市長にお尋ねしますが、年収600万円から700万円、月給にして50万円か70万円の収入のある人は、中間市においては高額所得者と思われませんか、それともそうじゃないと思われませんか。

○議長（杉原 茂雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

月収50万円でございますか。

○議員（4番 植本 種實君）

はい。

○市長（松下 俊男君）

これは、私は高額所得者と思っております。

○議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

同じような質問をちょっと助役さんにもしたいんですけど。

○議長（杉原 茂雄君）

山崎助役。

○助役（山崎 義弘君）

私も同様に思っております。

○議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

私の計算では、中間市の人件費の平均は約750万円で、非常に高額所得者の方がおられるんだということです。そこで高額所得者の方がおられて、昨年ちょっと、いろいろ行政改革の面で言われたんですけども、市民の人たちからの何とか協働、それから信頼を得るためにはもう少し意識改革をして、職員の方ばかり責めるんじゃないですけど、意識改革をして一緒に中間市をつくっていこうという信頼関係を築かなきゃならないと思うんですけども、その辺はどのようにお考えですか。今、市民は月給だと30万円ぐらいで一生懸命働いていると思えますが。

○議長（杉原 茂雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

平均750万円ですか、市の職員の平均がですか、それとも750万円も取ってある方がおられるってということですかね。平均が750万円ですか。平均がですか。

○議員（4番 植本 種實君）

はい。

○市長（松下 俊男君）

これは、そんなになるのかな、平均750万。（発言の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

失礼いたしました。市民との協働というのは私の大きなテーマでございまして、そういう中で市民とのそういうふうな給料格差があるから、なかなか協力してもらえないのじゃないかというそのお話でございましょうけども、私どもも市の職員に対しましてもそうい

うふうな給料格差、給料構造等々を今、人勧あたりとの兼ね合いもありまして組合とも話をしておるところでございます。組合員の皆さん方にも協力いただきながら、今後そういうふうな給料改革をやっていかなくちゃいけないと、そんなふうに思っているところでございます。市の職員、先頭に立って市民とのコミュニケーションをとりながら、協働という場面は今からつくっていききたいと、そんなふうに思っているところです。

○議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

給料の金額を言ってるんじゃないくて、信頼関係のことをちょっと言ってるんですけども、私は、市長が言われるように元気な中間市をつくるためには市民の方との三位一体の協力が必要ですよというふうに訴えているのであります。市民の信頼がないと言えばまた変な話になるんですけど、市民の方からはいろいろ、私たちがまちを歩いていると、議員を含め何をしてるんだというふうに言われます。だから、元気な中間市をつくるためにも一生懸命市民との信頼を勝ち得るために今からの行政をやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（杉原 茂雄君）

次に、中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

ほほえみの中家多恵子です。私は、質問通告に基づいて一般質問を行います。

初めに、情報の公表及び提供について。

中間市の行政改革大綱には市民との協働という言葉がたびたび使われています。また、この大綱は、市政の主役である市民に対する積極的な情報提供を行うとともに、市民の行政への参加・参画を促進し、市民と行政の協力・協働によるまちづくりを推進しますとうたっています。

市政に市民が参加する市政参加のシステムづくりの第一歩は、市政情報の公開と、それを受けての市民の側での主役の自覚ではないでしょうか。議会や審議会などの傍聴に行き、どのようなことが審議されているかを自分の目で確かめること、積極的に意見や要求を出していくことなど、市民に求められる課題も多いと思いますが、中間市の現状では情報の公開が十分になされていないことが問題ではないでしょうか。行政と市民が情報を共有しながら協働に進める市民参加の行政改革は、積極的に市民に情報の公表を提供していく姿勢が求められます。中間市にとっては緊急の課題です。市長の見解を伺います。

2番目の質問に移ります。男女共同参画の推進について。

男女共同参画社会基本法が1999年6月に公布施行され、約7年たちました。これを受けて地方自治体でも男女共同参画推進条例が制定され、現在準備中のところも少なくあ

りません。基本法は、男女共同参画社会の形成を推進することを目的とし、そのために国や地方自治体、国民の責務を定めています。男女共同参画社会は国・政府の力だけでできるものではなく、地方自治体や住民の協力があって初めて実現できるものです。男女共同参画社会は、私たちが暮らしているそれぞれの地域で実現されねばなりません。だからこそ自治体は、男女共同参画推進条例を制定することにより、性差別をなくし、参画施策を実施する必要があるのです。中間市における取り組みの進捗状況を伺います。

最後の3番目の質問は、公務員厚遇の見直しについてでございます。

大阪における自治体職員の行き過ぎた優遇問題に端を発して廃止となった、こちらでの「シニアプラン」、この問題については今年の3月議会、6月議会でも質問をさせていただきました。福岡県下では中間市外8市13町の加入のみでしたが、この制度、負担割合は自治体によってばらばらで1対1、中間市の場合は2対1という負担割合でした。市民の知らないところで決められています。

制度当初から廃止までの13年間に市民の血税が3億263万2,000円投入されております。既に清算事務を終えている自治体が7割と、県の福祉協会は説明されています。中間市では職員負担分は、今年の9月に既にそれぞれの職員の方に返還されていると聞いております。本年度の予算編成にも市長ほか職員の皆さんは苦慮されてつくられた18年度予算です。しかし、一方では、多額の公金が投入された「シニアプラン」の返還金の解決に至っていないのはどこに問題がおりなのか市長に伺いまして、1回目の質問を終わります。

○議長（杉原 茂雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

情報の公表及び提供についてのご質問にお答えをいたします。

本年度策定いたしました第3次行政改革大綱の柱でもあります協働は、市民との情報の共有化が大前提でございます。

情報なくして参加なしと言われるように、協働を進める上で前提となるのが、市民と行政の情報共有であります。本市では、協働のまちづくりを進める上で、徹底した情報の公開による市民と市との情報の共有化が大切であると考えております。情報の共有化は、市と市民とがどのようにコミュニケーションを図っていくかが大切であり、一方的な市からの情報公開だけではなく、市民のさまざまなニーズを吸収することが大切であると考えております。そのためには情報の発信だけではなく、市民が今何を求めているのかを集める工夫をもっとする必要があると考えております。

また、市民と協働して市政を推進するためには、市民に信頼されるような公正で透明性の高い行政運営が不可欠でございます。このため市では情報公開を一層進め、行政情報の徹底的な公開に努めるとともに、広報公聴活動の充実を図り、行政情報の積極的な提供と

双方向の情報交換を推進し、市民と情報の共有化を図りたいと考えております。

そのため、市民との協働を実践していくため、本年1月1日付で地域総合福祉会館ハピネスなかま内に地域福祉課を設置したところでございます。当課は、市内に活動拠点を置く市民活動団体の実態を調査するなど情報の収集に努めるとともに、積極的に情報を発信する基地となり、市民活動団体と市が共通の課題を解決するためにコーディネートするなど、市との協働促進について意見交換をしていく総合的な窓口として、各種研修会や講座を開催するなど、市民団体と市の相互理解を推進する役目を担うところでございます。

議員ご質問の、積極的市民への公表、提供制度につきましては、情報公開制度の適正な運用はもちろんのこと、広報やインターネットなど多様な媒体を活用した市政情報公開の充実や各審議会等の原則公開、市民の知りたい各種行政運営情報、例えば交際費、補助金交付審査、予算執行・定期監査結果等々の公表制度などの拡充を図りたいと考えております。

また、開かれた行政運営を実現するため、施策形成過程におきまして、住民の参画の制度といたしまして、既に多くの自治体がパブリックコメントを制度化いたしております。施策等の基本的な計画策定におきまして、市がその素案や関連資料を公表することで広く意見を募集し、市民から提案されたさまざまな考え方や情報に考慮し、意思決定を行う制度について、現在検討しているところでございます。

次に、男女共同参画の推進につきましてのご質問にお答えを申し上げます。

近年、男女平等の実現に向けたさまざまな取り組みは、国内外を含め推進されておりますが、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき課題はいまだ多く残されております。

職場や地域への女性の進出や参画の場が拡大されていきましたが、さまざまな社会生活における平等意識は希薄で、男性優位の状況が見受けられたものでございます。

こうした社会情勢のもと、男女共同参画社会を行政内部においても実現していくという観点から、市では女性職員を管理職員等の役付職員に登用してまいりました。

また、平成7年12月には、現在の中間市男女共同参画推進委員会を設置し、市内における推進体制を整えてまして、各種審議会や委員会における女性登用に向けた取り組みを開始いたしまして、設置前は11.2%でありました女性登用率が、平成17年4月現在には23.5%まで上昇しております。

平成8年には、市内の女性団体から女性政策推進の要望がありましたことから、市内の女性団体グループや個人の方々に、女性の地位向上を図ることを目的とするネットワークづくりの取り組みをいたしまして、平成9年7月に「女性ネットなかま」が各団体、個人を含め750人で発足いたしております。

このネットワーク発足以来、女性にかかわる諸問題の学習や研修に積極的に参加するとともに、独自の講演会の開催はもとより、福岡県男女共同参画センターとの共催事業も手がけるなど、本市に暮らす女性の環境改善に向けてさまざまな施策を講じてきたところで

あります。

市では、平成14年に中間市男女共同参画に係る市民意識調査を実施いたしました。

その結果といたしまして、女性を取り巻く社会情勢が依然として好転していないこととあわせまして、男女ともに意識の変化が進展していない保守的な考え方が多く、女性の社会進出に向けての意識改革が重要な課題であることから、平成15年5月に、中間市男女共同参画プラン策定委員会を設置いたしました。

市では、同委員会からの報告や市民意識調査の結果、国・県の情勢などを総合的に検討し、平成16年3月に、平成16年度から平成25年度までの10年間を推進期間とする「中間市男女共同参画プラン」を策定いたしております。

本市の女性政策につきましては、「男女共同参画社会基本法」及び「福岡県男女共同参画推進条例」を基本といたしまして、「中間市男女共同参画プラン」に基づき推進していくわけございまして、平成17年度には、大学教授等を講師に迎え、「あすばる出前講座 インなかま」を、本市主催により4回開催いたしました。また、福岡県男女共同参画センターとの共催によりますフォーラム等にも数多く参加いたしております。

女性の社会進出が目覚しい近年の社会経済情勢の中で、男女共同参画社会の実現は、極めて重要な政策課題であると、私自身認識いたしております。

今後は、中間市民すべてが性別にかかわらず、1人の人間として尊重される社会の実現に向けた実効ある取り組みといたしまして、関係団体等と連携した研修や講演会を通じて市民の意識改革を推進していくとともに、中間市男女共同参画プランに掲げております施策を具体的に展開していくために、平成18年度には行動計画を策定いたしたいと、そのように考えております。

次に、「シニアプラン」に関するご質問についてお答えいたします。

この件に関しましては、これまでもご質問をいただき、その都度お答えいたしてまいりましたが、先の6月議会におきましてご報告申し上げました以降に行った具体的対応も含めてご説明を申し上げます。

平成15年度末時点での、本市分の返還金総額は3億2,182万円でございます。このうち個人掛金と当局負担金は1対2の比率でありますことから、個人分は1億727万円、当局分は2億1,455万円となります。

この積立金の処理方法につきましては、職員厚生会や職員組合と鋭意議論を重ねてまいりました結果、福祉協会に保留したままの状態が長く続くのは好ましくないとの判断から、まず個人掛金につきましては個人に返還し、負担金については、厚生会に専用の口座を設け、いったん当口座にて最終的に処理方法が決定するまでの間まで明朗に管理するという一定の結論が出され、昨年9月15日に個人掛金は福祉協会から直接個人の口座に、負担金はただいま申し上げました厚生会の専用の口座に振り込み処理を終えたところであります。

その後、厚生会で管理することとなりました負担金の処理方法について、関係機関とのたび重なる議論を行ってまいりました結果、その半額に当たります1億727万円につきましては、会計ごとに雑入として受け入れることで合意に達しましたことから、昨年12月末に会計処理を終えたところであります。

予算といたしましては、今議会の第1号議案、すなわち一般会計補正予算（第5号）におきましてご審議いただきたくようご提案申し上げているところでございます。

ご質問のいまだに完全解決に至らないのはなぜなのかという点でございますが、その理由は、この負担金の帰属権がどこにあるのかということを経法的に明確にできない点であります。掛金と負担金は、例月の職員の本棒をもとに算出され、厚生会会計を經由して福祉協会のシニアプラン事業会計に累計されておりましたが、この累計方法が個人毎に行われていたことから、負担金として既に支出されたものにつきましては、その帰属権は個人にあるという考え方ができ、負担金を雑入として会計に繰り入れる場合、寄附行為に相当するという考えが成り立つというものであります。その一方で、シニアプラン事業会計そのものがなくなったのであるから、帰属権も当然消滅し、本来の支出の根拠となった各会計に戻すべきであるとの考えも成り立ち、このことにおける法的解釈について専門家に相談いたしましたところ、どちらとも言えないというのが結論であります。あえて答えを出すには司法の判断が必要であろうとのことであります。以上の点で、見解が二分され、いまだに結論が見出せないのがその理由であります。

ちなみに、県下加入団体の今現在の取り組み状況といたしましては、個人及び当局それぞれ、負担割合ごとに返還を完了した団体は9団体、福祉協会に預けたまま、または職員厚生会の管理下においていまだ返還の方針が決定していない団体は本市を含めまして12団体、カフェテリア方式での新制度への移行する団体は1団体となっており、その対応もさまざまで、それぞれの団体におけるそれぞれの事情が解決を遅らせているものと推測されます。

しかしながら、現在、厚生会で管理している残金につきまして、このままの状態を継続することは、会計処理上も労使双方にとっても決して好ましいことではございませんことから、今後とも鋭意協議を行い、できるだけ早く解決できるよう努力していきたいと、そのように思っております。

○議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

最後に答弁していただいた「シニアプラン」の方からですが、私は、3月にも6月にも質問いたしました。今回、今、市長さんの答弁で帰属権が明確でないから、見解が二分しているからということで保留っていうような形をとられているということですね、中間の場合は、そうですね。私が聞いたところで、二、三の例の中で柳川市、岡垣町、痛み分け

で清算しましたと、そういう回答を責任者からいただいたわけです。そうしたときに今中間市の財政が厳しい、そして、中間市の行政改革大綱も市民と協力・協働でやっていかなければならない、財政の厳しいのは市民や議員以上にその専門の場に立っているあなたの方が一番知っていらっしゃるわけじゃないですか。そうしたときに帰属権が明確にできていないからと言っておるときではないんじゃないですか。

今年度の予算、随分苦慮されて、何回も何回も査定しながらやってこられたと思います。そして、敬老祝金についても減額し、もろもろのところで減額されてますよね。赤ちゃんの医療費を、小さな子供の医療費を5歳までにやる、そのためには赤ちゃんが生まれたときの施策も解消しなければならない、そうして予算を組んでいかれた苦労、そういうふうにして市民の犠牲を強いて、市民はそれに納得していかなければならない、そういったときに、今、植本議員が指摘されておりました職員の給料は幾らですかというお話を聞いたときに、どうしてそこが職員の方はわかっていただけないのか。このことが解決しないで、中間の本当の市民と一緒にあって、血眼になって、この中間市を健全なものに変えて、中間市を存続させていくということはできないんじゃないですか。本当に情けないです。

この負担率や運用などが理事者と組合の間で決められており、その経済的基盤を支えているっていうのは、納税者・市民が不在であったことが歯どめのきかない厚遇問題等々を起こしてきているんじゃないかと私は指摘するものです。

お尋ねしますが、「シニアプラン」には市長以下助役さん、収入役、かつての。職員の皆さんがお入りになられたものかどうか、まずお尋ねいたします。

○議長（杉原 茂雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私も助役時代には、また、職員時代含めまして「シニアプラン」には加入しておりました。

○議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

そうですね。大阪で問題になったときに、堺は理事者側は入ってないと、ほかの自治体は入ってたと、そういうことがやはり問題になったわけです。そうしたときに市民から見たときに、皆さんが一緒につくった制度、納得はいきませんよ。そして議会の6月議会のときに私に議会での議決を経てますという答弁をまずされました。しかし、議会としては負担金という形で説明されれば、その深いものをきちっと説明していただかなければ、資料もいただいてなければ、当時の議会の中では認められて今日まで来たわけです。そうして、ずっと松下市長さんもやはりこの制度にずっと、ほかの自治体と同じように、堺は別

ですけれども、近隣の市町村やってるように互助会に入り、そしてこういう「シニアプラン」制度に入る、これは、地方公務員法の第42条ですか、そこからしても違法ではないかなっていうふうを感じるわけです。市民の代表として、そして市長としてここにおられるわけですから、皆さんとご一緒にするとなるとやはり問題はさまざま出てくるのではないかと思います。

そういう中で、私は、どうして職員の皆さんがこのことを財政の危機、そういうことをあれしたときに、ちまたではリストラや、そして就学援助の申込者がたくさん増えていって、この制度、このお金を、今まで退職した人は別ですけども、そして、職員の方はもう9月にはもらってるわけですよ。もらって、今回市民の税金・血税が返還金のうちの半分は入れますけれども残りはまだ決着がついてないと。これが決着ができないでどうして中間の真の行革ができますか。直ちに解決していただきたいと思いますが、いかがですか。

そのわからない労働者だったら中間市で働いてもらわなくて結構です。私は、どんなに職員の方から嫌われても、市民の思ってること、正しいことは正しい、きちっとやる公務員にはそれなりの評価を与えなければならない、労働組合の考え方がもしこういうことで決着がしていただければ、この労働組合は市民や国民から信頼はされないと思います。私は労働組合を否定するものでも何でもありませんが、情けないです。

植本議員が言われていたように、先ほど700万ですか、640万というのは中間市の中でも高額所得者のうちに入るんじゃないかと、中間の環境からすれば。そうした中で、この自分たちの払ったものだからとか、議会が議決を経ているものだから、ねっ、まだ解決を見ないなんて情けないし、悪く言えば、悪くって、はっきり言わせてもらえば公務員の資格ないです。自分たちがこういうことを9市13町でやったことに恥じて、大阪の厚遇問題が起らなければこのまま行くんだったんですか。ねっ。やはり廃止したということは、大阪の高裁でも判決が出て、そして、最高裁まで出されてるというけれども、そこは潔く物の判断をするのが行政のあり方じゃないですか。市民の血税なんですよ。税金の徴収率も随分低い、県の平均並みまで上げようと、そして財源をつくろうっていうのがこの計画の一つでもあるのではないですか。

そういうことで、本当に市民の今痛んでいる心、リストラで追われてる、高齢者になって、そして、障害者の方が、障害年金をもらっている家族がどんなに苦勞していろんな生活をしているか、制度がどんどん変わってきて弱者に負担がどんどん強いられている中で、どうして職員の方はこのことがわからないだろうか。私は自治法だの何だの皆さんのようには知りません。しかし、自分の感覚の中でこれがわかっていただけない。そうしたところにあすの中間市はない。そんなふうを感じるわけです。この一つをとってみましてもですね。ぜひ考え方を改めていただきたいと思います。

それから、情報の公開ですけども、やはり協力・協働でやっていくためには、情報公

開制度はできていますが、しかし、これは、私どもが開示請求でもってやることであって、請求がなくてもどんどん公表していただき、会議の公開もどんどんしていただかなければならない。残念ながら中間市の場合は、それがまさに不十分っていうよりか皆無に等しいんじゃないですか。審議会があっても下の黒板にちよろちよろっと当日書いて、それを見る方、見ない方。私も例えば教育委員会がある、ときどき傍聴させていただきます。それは、私の会派室の前であってるから、その黒板に書かれ、そして、そのほかは市役所の掲示板、なかなか見る方は少ないと思います。

この教育委員会の開催についても、例えば、ほかの自治体をとってみたら既にご存知のように、教育委員会は次回はいつ開かれますよ、そして、また、どういう議題でもってやられたり、そして、その内容がちゃんとインターネットで拝見できるわけです。その内容が準備中であればまだ準備中っていうふうに書いてるわけです。ねっ。こういうことがほかの自治体でできているわけですから、職員の削減等でご多忙とはわかりますが、その努力はきちっとしていただきたい。ほかのところでできていることが中間市でできないはずはないと私は思います。

そして、都市計画の審議会でも、ちゃんと例えばここに大野城市あります。審議内容が概略で出ます。出席議員、そして事務局、これは公開・非公開だったか、傍聴者は何名だったか、こういうものも見られます。そして、八女市の庁議、庁議ではこういうことをやりましたよ、やりますよって、こういうのがあるわけですよ。中間の場合はインターネットで見ましたら何日に庁議っていうけれども、果たして中間市民であって、庁議で今日はどういうことがあったかなど、そういうものを知りたくても知ることができません。やはりこういう物、きちっと早急に立ち上げていただきたいと思います。

そして、インターネットのみならず、あらゆる広報機関を通じてできる物はやっていただきたい。広報、市の広報でもって、こういう物のお知らせもできるわけですし、詳しいお問い合わせはまたこちらの方にするっていう形で、そうすることによって市民がいろんな場所に参画し、市の職員の方のご苦勞もわかってまいります。そういうことをしないで言葉だけでこういう物がつくられても、市民に知らされないでは何も一緒のことはできないんじゃないでしょうか。市民も責任を持たなければなりませんし、そういうことで直ちにそういう改革をやっていただきたいと思います。

ですから、私は、この第3次総合計画、これも終わり、今度は第4次になりましたけれども、改めて例えばきょう質問させていただきました情報公開や広報公聴、男女共同参画もそうですが、こうしたときにこの総括はしっかりなされているものか。なされておれば公聴機能の充実で市長への手紙で市政への提案などを受け付けてますが、いろんな自治体でメールでやってますよね。やっぱり中間でもわかりやすく、メールの取り扱いが不十分なお年寄りでもさっと市の方にお問い合わせ、各課の方にメールはありますが、やっぱり市長への手紙ってなるとそういう物の問題の提起、そして、それへの回答、そういうもの

がきちっとやっていただきたいと思います。

ですから、やはりこれはちょっと立派な物をつくっておきながら、それが途中で頓挫するというのが何か中間のあり方のように私は感じるわけです。

そういうことで市長、直ちにこうした委員会の開催状況、下の黒板、それから、また、広報紙、インターネット等で載せていただけますか。お約束できますか。

○議長（杉原 茂雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

うちのインターネット、今ちょっと遅れた部分がございます。これも早急に手当して、リアルタイムで対応できるようなインターネットをつくりたいなど、やれというふうな話をいたしております。

それと、今、市長への手紙という部分もございます。これもときたま私のところにまいります。しかし、そのほとんどが匿名なんですよね。匿名。それで、せっかくながいご意見いただいても、私どもはもう連絡のしようがないという部分があるわけでございまして、せっかくないお話、中間市のことを思っただけの手紙でございますけども、私どもの動きようが、もう少し詳しく話を聞きたいなどそんなふうに思っても連絡する方法もございませんし、また、それに対して私の思い、これは広報で言えばいいんでしょうけども、地区全体にお願いしないかんような話だっているわけで、できますればちゃんと住所・氏名書いていただければ、後、私どもが動きやすいなという、今まさにそういうふうなコミュニケーションが後でとれますので、そういうのも含めながら頑張っていきたいと、そんなふうに思っています。

○議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

そして、やはり受付の、入り口の受付のところなんかにも、やはり市民の声とかそういうふうな形での箱につくりかえて、そして、やはり名前を書いてもらう物には返事はできるけれどもっていう、そういうことで、インターネットにしてもやはりそれは自分の責任でもってきちっと住所・名前をいうのは当然ですから、そういうものにはお答えできると、できないのと、そういうものはきちっとして早急に期待に応えていただきたいと思います。

それから、男女共同参画ですが、本当これ、市長さん、先ほど管理職っていうふうにおっしゃられました、内閣府の調査の中では管理職っていうのは課長以上なんですよね。そうなってくると中間は1人も女性の管理職いらっしゃらないわけです。どう思われますか。

○議長（杉原 茂雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私どもの意識といたしましては、課長補佐以上という思いがありまして、まあそれにいたしましても現在中間市におきましても1人ぐらいしかいませんので、今から退職者も増えてくる中で、まさに女性の方の出番も増えてくるんじゃないかと、また増やしていかないとそんなふうには思っておりますし、それに対応して女性の方も積極的な考えを持っていただきたいなど、そんなふうには思っております。

○議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

私は、女性政策について過去にも取り上げさせていただきまして、平成10年や12年のときの当時の藤田市長の答弁がここにもありますが、12年の3月議会のときにこういうふうには答弁されてます。中間市における女性職員の人材育成と管理職への登用の三本の柱を建てて女性政策を進めてまいりますということで、職場でいえば女性職員の人材育成と管理職への登用の三本柱、それから今日まで当時の答弁の中で、審議会への登用率ですね、そういうものを30%やりますと、そういうふうには答弁されておりますが、30%をやると言われても、私そのとき指摘したんですが、その後の議会です。その前の議会でしたかね。中間の場合は、その目標、いつまでにその目標を達成するかということが当時計画になかったんです。そして、今日ないまま来てる。ですから遅々として進まなかったのではないかと思いますし。男女共同、当時の答弁でも女性職員、管理職補佐が1名っていうことで今日と変わらないですよ。一般職ではですね。そういうことで。

これは内閣府の調査が出てますけれども、直方市では教育部長や市民課長、会計課長さんは管理職、女性がやっておられますね。福岡県で管理職のいないのは中間市と山田市と甘木市と行橋市と飯塚市です。そして、他市では公立の保育所のあるところは園長・所長は女性なんです。そういうところにも男女共同参画、男女平等、そして、その職場には女性がいいなって思う、当然って思うところにも男性が責任者でいらっしゃるっていうことについても改めて考え直していただかなければならないと私は思うわけです。

ですから、統計ですけれども、やはり女性に対しても、男性に対しても一緒ですが、公平・公正な評価基準が必要だと思いますし、研修の保障ですね、そういうものがなされてきたのかですね。市役所見て女性職員で、わっ、仕事立派にやられてるなという方たくさん見受けられるわけです。ですから、また、一方で女性がぬるま湯的な仕事をしていても、そういうことがあってもならないと思いますし、男女能力に差があるものではないと私は思います。そして、女性の方を庶務的なものにいつまでも置くのではなくて、いろんな分野で仕事をしてもらおうようにしていただきたい。女性自身の意識改革もそれは必要ですけれども、このことについてはまた引き続き折に触れて取り上げさせていただきます

が。

男女共同参画を重要視しながらも17年度の予算で41万4,000円組まれておりながら、3月の最終補正予算案を見ますと30万7,000円の減額をされて、10万7,000円の支出だったですね。そういうことはどういう計画を立てられていたのか、具体的な計画があったかどうか疑問視されるわけです。具体的な計画があればそれに沿ってちゃんと仕事できていたはずですが、具体的な計画がなかった予算ではないかと私は心配するところです。

そして、質問通告にも書いてありましたように、福岡県で出している各自治体の市町村要覧で、15年には男女共同参画条例をつくる、それから、17年度には、やはり推進について下水道事業と二つ挙げておられる。こうした中で組まれた予算が予算規模としても大きな物ではありません。男女共同参画を大切にするといわれても。その中で減額されていって次年度に繰り越されて今年の予算になっていくということ、私は女性問題に限らずすべての施策に当たって具体的に目標を持ってきちつきちっとその施策を遂行していただきたいと思いますが、市長の最後のご答弁をお願いします。

○議長（杉原 茂雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

議員がおっしゃるとおりでございます。まず、予算をつくるときから厳しいそういう目標、目的等のチェックはしてるつもりでございますけども、今言うように残が多過ぎるというような、その1年間何しよったかというふうなことでございます。予算をつくるときにしっかりした予算づくりをしてるわけでございますので、当然ある程度の重要計画。

○議長（杉原 茂雄君）

市長、時間をよう見ながらしなさいよ。

○市長（松下 俊男君）

はい。対応していきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（杉原 茂雄君）

はい。

日程第2. 第1号議案

日程第3. 第2号議案

日程第4. 第3号議案

日程第5. 第4号議案

日程第6. 第5号議案

日程第7. 第6号議案

日程第8. 第7号議案

○議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第2、第1号議案から日程第8、第7号議案までの補正予算7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております補正予算7件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託をいたします。

日程第9. 第21号議案

日程第10. 第24号議案

○議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第9、第21号議案から日程第10、第24号議案までの条例改正2件を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております条例改正2件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより条例改正2件を順次採決をいたします。

議題のうち、まず、第21号議案中間市手数料条例の一部を改正する条例を起立により採決をいたします。本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第24号議案中間市デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決をいたします。本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

日程第11. 第19号議案

日程第12. 第20号議案

日程第13. 第22号議案

日程第14. 第23号議案

日程第15. 第25号議案

日程第16. 第26号議案

○議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第11、第19号議案から日程第16、第26号議案までの条例改正6件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉原 茂雄君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております条例改正6件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託をいたします。

日程第17. 第18号議案

日程第18. 第31号議案

○議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第17、第18号議案から日程第18、第31号議案までの議案2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉原 茂雄君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案2件は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の総務文教委員会に付託をいたします。

日程第19. 第27号議案

日程第20. 第28号議案

日程第21. 第29号議案

○議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第19、第27号議案から日程第21、第29号議案までの条例制定3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております条例制定3件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託をいたします。

日程第22. 第30号議案

○議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第22、第30号議案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。久好勝利君。

○議員（7番 久好 勝利君）

最後の31ページの終わりの一行ですが、新たな考え方に立った合併問題の検討という項目があります。この新たな考え方というのはどういうものなのか説明願いたいと思います。

○議長（杉原 茂雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

その時期が来れば、また市民の皆さん方の考え方等十分に、市民の意向を十分に聞きながら対応したいとそういう思いでございます。

○議長（杉原 茂雄君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第30号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の総務文教委員会に付託をいたします。

日程第23. 第8号議案

日程第24. 第9号議案

日程第25. 第10号議案

日程第26. 第11号議案

日程第27. 第12号議案

日程第28. 第13号議案

日程第29. 第14号議案

日程第30. 第15号議案

日程第31. 第16号議案

日程第32. 第17号議案

○議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第23、第8号議案から日程第32、第17号議案までの平成18年度予算案10件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております予算案10件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託をいたします。

日程第33. 請願第1号

○議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第33、請願第1号乳幼児医療費助成（無料化）を就学前まで拡充することを求める請願書を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。掛田るみ子さん。

○議員（13番 掛田るみ子君）

紹介議員を代表いたしまして、乳幼児医療費助成（無料化）を就学前まで拡充することを求める請願書の提案理由の趣旨説明を行います。

昨日の一般質問でも触れましたように、本請願には4,776名の署名が集まっております。身体機能が未熟な乳幼児は、容態が急変しやすく、小中学生よりも受診率が高く、医療費の負担が家計に重くのしかかっております。特に、幼稚園の通園料がかかる時期の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児医療費助成を就学前まで拡充することをお願いするものです。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております請願第1号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより請願第1号乳幼児医療費助成（無料化）を就学前まで拡充することを求める請願書を起立により採決をいたします。本案は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、請願第1号は、これを採択することに決しました。

日程第34. 請願第2号

○議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第34、請願第2号国の責任を患者・地方自治体に転嫁する「医療制度構造改革」反対の意見書採択を求める請願書を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

国の責任を患者・地方自治体に転嫁する「医療制度構造改革」反対の意見書採択を求める請願書についての提案説明をいたします。

小泉内閣が提出しました医療「改革」法案は、第一に、高齢者と重症患者への負担増です。今年10月から70歳以上の現役並み所得者の高齢者の窓口負担を2割から3割に引き上げ、2008年4月には70歳から74歳のすべての人の窓口負担を1割から2割に値上げします。

さらに、2008年4月から、家族に扶養されている人を含め、75歳以上のすべての人が「高齢者医療制度」に組み込まれ、平均で年間6万円の医療保険料が徴収されます、しかも介護保険料と合わせて年金からの天引きになります。

また、今年から療養病棟に入院している人の居住費や食費を全額自己負担にします。

政府は、高齢者と現役世代との公平を図るといっておりますが、病気は公平にはやっつきません。病気にかかりやすく、治療にも時間がかかる高齢者の負担は、現役世代より低

く抑えることこそ公平です。

第二に、「保険証1枚」でかかれる医療を縮めて、保険のきく医療と、保険のきかない医療をセットで行う「混合診療」の導入を進めようとしています。保険のきかない医療が広がれば、必要な医療を受けるのにも多額の自費負担が強いられ、「人の命も金次第」になります。アメリカ系保険会社などの「民間医療保険に入れば安心」、こういうテレビのCMが目立ちます。保険外診療を増やし、窓口負担を重くして、公的保険だけでは安心できないというところに国民を追い立てて、新しい儲け口にしようとする日米財界の要求に応えたものです。人の命を守る医療の分野にもうけ第一主義を持ち込ませてはなりません。

第三に、保険者を都道府県単位に再編・統合し、保険運営をそれぞれの力量に応じて行うというものです。介護保険制度のように、国の責任と財政負担を都道府県に押しつけるもので、保険者の「力量」の差が直接保険運営に影響し、保険料や保険給付上の格差をもたらす恐れがあります。

小泉内閣になってのこれまでの医療改革によって、我が国の医療制度は国際的にも患者の負担率は際立って高いものになり、国民所得に占める国民医療費は先進諸国中で最下位となっています。既に必要な医療を受けられない人々は増えており、医療機関経営の困難による医療機能、地域医療の弱体化も進行しています。

この医療改革が強行されますと、一層国の責任が患者や地方自治体に転嫁され、地域医療の混乱を招くことは明白です。住民が健康で安心できる暮らしを保障することは、自治体の責務です。

以上の理由で、「医療制度構造改革案」の2006年通常国会可決を見合わせるよう、政府に意見書を提出することを求めるものです。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております請願第2号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより請願第2号国の責任を患者・地方自治体に転嫁する「医療制度構造改革」反対の意見書採択を求める請願書を起立により採決いたします。本案は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(杉原 茂雄君)

起立少数であります。よって、請願第2号は、これを不採択とすることに決しました。

日程第35. 請願第3号

日程第36. 請願第4号

○議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第35、請願第3号「米軍再編」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書及び日程第36、請願第4号岩瀬東部地区開発事業の中止を求める請願書を一括議題といたします。

趣旨の説明を求めます。久好勝利君。

○議員(7番 久好 勝利君)

請願第3号と請願第4号を一括して提案理由の説明を行います。

まず、初めに請願第3号「米軍再編」の撤回を求める意見書の提出を求める請願について、提案理由の説明を行います。

昨年10月29日、日米安全保障協議会が、日米同盟、未来のための変革と再編、と題する中間報告を発表しました。今、3月末を目標に、最終報告に向けて詰めの協議が行われています。

この中間報告には、全国の関係自治体や住民から相次いで反対の声が挙げられています。福岡県にある築城基地周辺の自治体や議会・住民からも反対の意思表示やさまざまな行動が起こっています。

今回の米軍再編は、朝鮮戦争以来の大規模な再編と言われています。

再編の目的は、第一に、世界のどこでも、迅速に米軍が先制攻撃のできる、より機動的な軍隊に再配備することであり、第二に、戦争をともに戦うために、米国と同盟国との本格的な軍事的協力関係をつくり上げることです。

もともと日本に駐留している米軍は、海兵隊、空母打撃群など、海外への遠征専門のいわゆる殴り込み部隊が主力という、世界に類のない異常な構成を特徴としています。

今年2月、米国防総省が発表した、4年ごとの国防政策見直し報告でも、危機が始まってからの事後対応から予防的行動へ、と先制攻撃戦略を強調し、米軍が同盟国の軍隊とともに、固定的な防衛・駐留軍から、機動的・遠征的作戦へ、という表現で、殴り込み戦争を戦える態勢を築くことを協調しています。

日本では、米軍再編の二つの目的に沿った、世界で最も危険な形で具体化され、在日米軍基地強化と日米軍事一体化が進められ、アメリカの起こす戦争に日本が参戦するための、役割・任務・能力と兵力態勢の再編、さらに、空港や港湾などの民間施設も利用される危険性をはらんでいます。

航空自衛隊築城基地は、米軍の嘉手納・三沢・岩国基地からの訓練の分散によって、米軍戦闘機の訓練が行われるなど、米軍の基地使用頻度が増えています。さらに、緊急時における米軍の使用の強化もうたわれており、紛争地への発進基地としての可能性も高まり、そのため攻撃される危険性も強まります。

この請願は、福岡県の平和と安全を脅かす米軍再編に対し、国に撤回を求める意見書の提出を求めるものであります。

続きまして、請願第4号岩瀬東部地区開発事業の中止を求める請願について提案理由の説明を行います。

この請願につきましては2,943名の署名をつけて、青木勝弘さんを請願者代表として提出されたものであります。

中間市は、岩瀬東部地区開発事業のために、岩瀬二丁目434番地7の土地を5,000万円で買収しました。土地の面積は1万5,348平方メートル、坪に換算しますと4,650坪になります。

買い取る理由を当時の大島市長は、市道の拡幅と丘陵地の防災工事のため、とこのように説明しました。この土地は中間北中学校から一段下がって北側に突き出た山で、確かに山の周囲のがけは危険な状態になっています。ところが、それだけではなく、買い取った山を造成して、武道場や弓道場を建設する計画も明らかにしました。そのための事業費は13億円とされています。

ところが、施設建設のためには山を削って造成しなければならず、削り取った石や土の量が10トンダンプで1万3,000台分にもなるため、処分場がなければ、隣接する家や土地の立ち退きによる残土処理、施設建設となります。その場合は地域の公民館も建設する案があり、その場合、事業費は21億円にもなります。

市道拡幅に必要な土地は145坪なのに、どうして32倍にもなる4,650坪もの土地を買い取らなければならなかったのか、なぜ個人が所有している土地を買い取って防災工事をしなければならないのか、なぜ鑑定評価額3,800万円の土地を5,000万円も出して買い取るのか、その上、建物が建てられるようにするための造成費用が2億3,000万円もかかれば土地代だけで3億円近くになる。いかに小さな中間市とはいえ、こんな場所に武道場や弓道場を建設しなければならないのかなどなど、市民の中には疑問や不信が大きく膨らんでいます。

道路の拡幅は必要なことであります。道路拡幅に異を唱えるものではありません。また、弓道場の建設については、既に中間市の弓道連盟から、施設建設中止の要請が市長に行わ

れています。弓道連盟の意向もくみ取るべきではないでしょうか。

市民の暮らしも、市の財政状況も大変なとき、税金のむだ遣い、市民の常識では考えられないことが計画されました。

市行政が、市議会が、市民からの信頼を回復するためにも、計画の中止を求めるのが請願の趣旨であります。ご賛同いただきますよう、よろしく願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております請願2件については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。佐々木晴一君。

○議員（3番 佐々木晴一君）

請願第3号の「米軍再編」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書に対し、私は反対討論をさせていただきます。

この米軍再編におきましては、どんな国民も快く思っている人間はだれ一人としていないと私は信じております。しかしながら、この日本を取り巻く環境としては、今、テロの脅威や中国の軍事拡大の脅威などが迫り来る中、今日本の現状はそれに対して対処する能力がないというのはだれも知っているわけであり、政府もそれをよくよく承知しているからこそ、出たくもない土地やお金を投入して米軍に対して支援を送っているわけであり、ですので、今の日本をスイスみたいに軍事増強するわけにはいきませんもんですから、今のこの現状を甘んじる以外はないと思いますので、真っ向からこの米軍再編に反対したい気持ちはだれにもありますけども口に出すことができない現状ですから反対討論をさせていただきます。

そして、次に、請願第4号に対してですけれども、請願第4号岩瀬東部地区開発事業の中止を求める請願書に対して、我が中間クラブにおきましては審議未了につき態度保留とさせていただきます。

以上です。

○議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉原 茂雄君)

討論なしと認めます。

議題のうち、まず、請願第3号「米軍再編」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書を起立により採決をいたします。本案は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(杉原 茂雄君)

起立少数であります。よって、請願第3号はこれを不採択とすることに決しました。

次に、請願第4号岩瀬東部地区開発事業の中止を求める請願書を起立により採決をいたします。本案は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(杉原 茂雄君)

起立少数であります。よって、請願第4号は、これを不採択とすることに決しました。

日程第37. 会議録署名議員の指名

○議長(杉原 茂雄君)

これより日程第37、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において佐々木晴一君及び湯浅信弘君を指名いたします。

○議長(杉原 茂雄君)

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会をいたします。

午前11時31分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 杉 原 茂 雄

議 員 佐 々 木 晴 一

議 員 湯 浅 信 弘